ロ　会社グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容
ハ　連結自己資本規制比率告示第九条の規定が適用される金融業務を営む関連会社等の数、名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容
ニ　会社グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び会社グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容
ホ　会社グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要
二　自己資本の充実度に関する評価方法の概要
三　会社グループ全体のリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要
四　信用リスク（第六号に規定するもの及び第七号のリスクに該当するものを除く。）に関する次に掲げる事項
イ　リスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要
ロ　会計上の引当て及び償却に関する基準の概要
ハ　標準的手法を採用した場合にあっては、エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等（適格格付機関、経済協力開発機構及び輸出信用機関をいう。以下ハにおいて同じ。）の名称（使用する適格格付機関等を変更した場合にあっては、その理由を含む。）
ニ　内部格付手法を採用した場合にあっては、次に掲げる事項
(1)　信用リスク・アセットの額を算出する手法の種類ごとの資産区分別のＥＡＤ（標準的手法が適用されるポートフォリオにあっては、エクスポージャーの額。以下(1)において同じ。）がＥＡＤの総額に占める割合
(2)　内部格付手法の適用範囲の決定に係る経緯
(3)　内部格付制度の概要及び当該制度に関する次に掲げる事項の概要
(i)　資産区分ごとの格付付与手続
(ii)　パラメーター推計（ＰＤ、ＬＧＤ及びＥＡＤの推計をいう。）及びその検証体制
(iii)　内部格付制度並びに使用するモデルの開発及び管理等に係る運営体制
(4)　(1)から(3)までに掲げるもののほか、次の表の上欄及び中欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める事項

内部格付手法を段階的に適用する計画がない場合		
内部格付手法の適用を除外する事業単位又は資産区分がないとき	一　使用する内部格付手法の種類 二　内部格付手法が適用される事業単位又は資産区分の範囲	
内部格付手法の適用を除外する事業単位又は資産区分があるとき	一　使用する内部格付手法の種類 二　内部格付手法が適用される事業単位又は資産区分の範囲 三　内部格付手法の適用を除外する事業単位（多数である場合にあっては、主な事業単位）又は資産区分の範囲	

という。）に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因
ロ　会社グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容
ハ　連結自己資本規制比率告示第九条の規定が適用される金融業務を営む関連会社等の数並びに当該金融業務を営む関連会社等の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容
ニ　会社グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び会社グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容
ホ　会社グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要
二　会社グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要
三　信用リスクに関する次に掲げる事項
イ　リスク管理の方針及び手続の概要
ロ　標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項
(1)　リスク・ウェイトの判定に使用する格付機関等（格付機関、経済協力開発機構及び輸出信用機関をいう。以下同じ。）の名称（使用する格付機関等を変更した場合には、その理由を含む。）
(2)　エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する格付機関等の名称
ハ　内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項
(1)　使用する内部格付手法の種類
(2)　内部格付制度の概要
(3)　次に掲げるポートフォリオごとの格付付与手続の概要（(vi)及び(vii)に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、会社グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して記載することを要しない。）
(i)　事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権及び適格購入事業法人等向けエクスポージャーについて区別して記載することを要する。）
(ii)　ソブリン向けエクスポージャー
(iii)　金融機関等向けエクスポージャー
(iv)　株式等エクスポージャー（株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出にＰＤ／ＬＧＤ方式を適用する場合に限る。）
(v)　居住用不動産向けエクスポージャー
(vi)　適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー
(vii)　その他リテール向けエクスポージャー
四　信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要
五　派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要
六　証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項
イ　リスク管理の方針及び手続の概要